

令和 7 年度第 14 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 7 年 10 月 21 日

担当部・課：病院局事務部病院管理課〔25-5555〕

① 件名

石巻市立牡鹿病院の医療機能見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

石巻市立牡鹿病院は、民間医療機関がない牡鹿地区の医療を担っているが、東日本大震災以降特に顕著となっている牡鹿地区の人口減少により、牡鹿病院の入院及び外来患者数も減少しており、病院経営に大きな影響を与えている。

一方、半島部に位置する牡鹿地区の地理的特性から、住民が他院を受診する際の交通手段が限定されるほか、高齢化の進行も相まって、交通弱者が将来に向け身近な地域で安心して医療の提供が受けられる体制の維持が課題となっている。

【目的】

牡鹿地区における持続可能な医療提供体制を確保するため、今後の医療ニーズを踏まえ、石巻市立牡鹿病院の医療機能の見直しを行うもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

医療法（昭和 23 年法律 205 号）

石巻市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 280 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

石巻市公立病院経営強化プラン（令和 6 年度～令和 9 年度）

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 29 年 3 月	新公立病院改革プラン（H29～H32）に牡鹿病院の病床数削減を位置づけ
令和 2 年 3 月	牡鹿病院の病床数削減について病院局内に組織した「牡鹿病院のあり方検討委員会」により協議を重ねていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により中断
令和 4 年 3 月	総務省より「持続可能な地域医療提供体制の確保」を目的とした「公立病院経営ガイドライン」発出
令和 6 年 3 月	公立病院経営強化プラン（R6～R9）に改めて牡鹿病院の医療機能見直しを位置づけ
5 月	牡鹿病院の医療機能見直しに向けた検討を再開
令和 7 年 7 月	牡鹿地区行政区長及び牡鹿地域まちづくり委員会へ説明
8 月	牡鹿地区住民説明会
	病院運営審議会へ説明
9 月	石巻市医師会及び桃生郡医師会へ説明

⑤ 主な内容

医療機能見直しの概要

番号	項目	見直し後	現在
1	病床数	<u>15床</u>	<u>25床</u>
2	医療サービスの充実	往診、訪問診療及びオンライン診療、 処方薬の配達	往診
3	医療機関の種別	診療所	病院
4	組織の位置づけ及び名称	病院局 <u>石巻市立病院附属牡鹿医療センター</u>	病院局 <u>石巻市立牡鹿病院</u>

※入院診療、外来診療（内科・外科・歯科）及び救急医療体制は変更なし。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

医療機能を見直すことで、過剰となっている病床、設備に係る経費等の削減が図られるほか、新たな医療サービスの提供を通じ、地域の現状を踏まえた医療の提供が期待できる。

【市財政への負担】

- ・見直しに係る直接的な効果
純損失の縮減（見直し後、令和8年度から令和12年度の5年間で約81,000千円）
- ・一般会計縮減効果
繰出金の縮減（見直し後、令和8年度から令和12年度の5年間で約73,000千円）
- ・診療所化に係る準備コスト
院内外看板等変更費用 約500千円（現計予算対応）
- ・見込まれる補助金等
国（病床機能再編支援事業）
病床機能再編により、減少した病床数に応じて給付金が支給されるもの。
11,400千円（1,140千円×削減病床数10床）※令和8年度収入
県（へき地診療所運営費・施設整備・設備整備補助金）
一定の条件を満たした場合、1／2から2／3の補助金が交付されるもの。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

気仙沼市

令和6年4月 「気仙沼市立本吉病院」から「気仙沼市立病院附属本吉医院」に変更

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- 令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市病院事業の設置等に関する条例の一部改正を提案
(施行予定年月日：令和8年4月1日)
- 令和8年 1月 名称変更に伴う院内外看板等変更準備
～3月
3月 医療機能見直しに伴う関係例規の改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）
医療機能見直しに伴う各種届出（厚生労働省、宮城県等）
4月 新たな医療体制で運営開始

⑨ その他